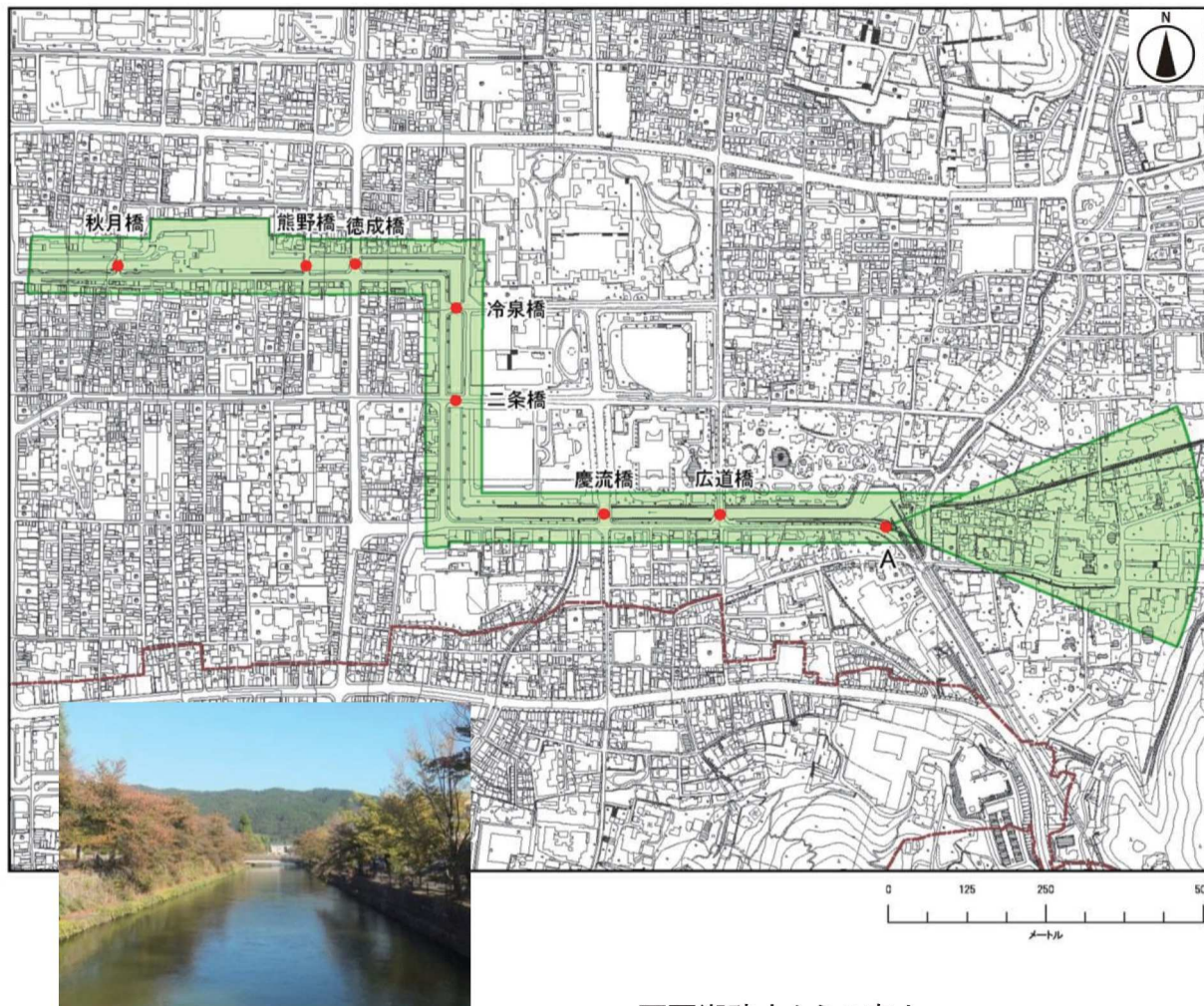


(33) 疏水



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	川端通から疏水記念館前までの琵琶湖疏水に架かる橋(秋月橋, 熊野橋, 徳成橋, 冷泉橋, 二条橋, 慶流橋及び広道橋)
■	近景デザイン保全区域	川端通から疏水記念館までの琵琶湖疏水の疏水界又は当該疏水沿いの道路の境界線からの水平距離が20m又は30m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は, 琵琶湖疏水及びその周辺の樹木, 建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は, 次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は, 河川沿いの樹木等や東山の山並みと調和し, 良好な水辺の眺めを形成するものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁, 屋根等の色彩は, 禁止色を用いないこととし, 河川沿いの樹木等や東山の山並みとの調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備, 工作物等を設けないこと。

琵琶湖疏水からの東山

●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
●	視点場	仁王門通琵琶湖疏水記念館前付近の点A
■	近景デザイン保全区域	視点場から真東を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた, 視点場からの水平距離が500m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は, 仁王門通から東を眺めるときの琵琶湖疏水及びその背景となる東山の山並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は, 次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は, 切妻, 寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は, 東山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁, 屋根等の色彩は, 禁止色を用いないこととし, 東山の山並みとの調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備, 工作物等を設けないこと。